

# 住宅改修費の支給について

東温市役所 長寿介護課（令和5年2月 更新）

要介護（要支援）認定を受けている方が居住する住宅を改修する場合、心身の状況や住宅の状況等から必要と認められた場合、介護保険から住宅改修費が支給されます。

住宅改修費の支給を受けるためには、着工前に市役所窓口で申請する必要があります。

## 1 住宅改修費支給制度の概要

### (1) 支給対象となる方

要支援1・2、要介護1～5と認定され、自宅で生活されている方

※ 支給対象となる方が介護保険被保険者証記載の住所に現に居住している場合に限りです。

※ 要介護（要支援）認定申請中の方

申請中の方でも事前申請をすることはできますが、支給を受けられるのは要介護（要支援）認定を受けた場合になります。

※ 病院や施設に入院（入所）中の方

入院（入所）中の方でも事前申請することはできますが、支給を受けられるのは退院（退所）後になります。

### (2) 利用限度額

住宅改修の対象となる改修費のうち20万円まで

※ ただし、住居を転居した場合や要介護度が3段階以上上がった場合は、再度20万円まで申請することができます。

初回の住宅改修時点での要介護度	3段階以上上がった時点での要介護度
要支援1	要介護3・要介護4・要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

### (3) 住宅改修費支給額

対象となる改修費のうち9割（一定の所得を超える方は8割又は7割）が市から支給され、残りの1割（一定の所得を超える方は2割又は3割）が自己負担額となります。

※ 一旦申請者が全額支払った後、市から対象額が支給されます。

※ 自己負担額の割合につきましては、介護保険負担割合証でご確認ください。

## 2 対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け	玄関や玄関から道路までの通路、廊下、便所、浴室等への転倒予防、移動または移乗動作のための手すりの設置
(2) 段差の解消	玄関から道路までの通路の段差や居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各空間の床の段差解消または傾斜を解消するための工事
(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	浴室を滑りにくい床材への変更、居室をたたみ敷きから板製床材、ビニール系床材等への変更、通路面を滑りにくい舗装材への変更
(4) 引き戸等への扉の取替え	アコーディオンカーテンへの取り替え、開き戸を引き戸や折れ戸に取替えるといった扉全体の取替え、ドアノブの変更、戸車の設置等
(5) 洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器(暖房・洗浄機能付き等)への取替え工事
(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①壁の下地補強②浴室の給排水設備工事③下地補強や根太の補強、床材の変更④壁や柱の改修工事⑤便所の給排水設備工事

## 3 支給申請の流れ

### 1 住宅改修についてケアマネージャーと相談

介護保険のサービスを利用をされている方は、担当のケアマネージャーと相談後、提出書類の作成を依頼してください。

介護保険のサービスを利用をされていない方は、東温市地域包括支援センター等にご連絡ください。

### 2 住宅改修の事前申請

工事前にケアマネージャー等が事前申請をしてください。

### 3 住宅改修着工

事前申請の書類に不備がなければ、提出書類を返却し「介護保険住宅改修確認票」を渡しますので、その後工事に着工してください。

事前申請の内容に変更が生じる場合や被保険者本人が亡くなられた場合等は、長寿介護課にご連絡ください。

### 4 住宅改修の事後申請

改修工事完了後、市に支給申請をしてください。

### 5 住宅改修費の支給

事後申請の書類を審査し、被保険者あてに「支給決定通知書」を送付します。

### 事前申請に必要なもの

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ② 理由書(居宅介護(介護予防)住宅改修が必要な理由)
- ③ 住宅改修費の見積書
- ④ 家全体の概略図
- ⑤ 写真(改修前)
- ⑥ 委任状(支給を受ける口座が本人名義以外の場合に提出してください。)
- ⑦ 承諾書(改修する住宅の所有者が本人以外の場合、所有者の承諾を得てください。)
- ⑧ 住宅改修の記載があるケアプランの写し※承諾日の日付、署名入りの表紙も必要

### 事後申請に必要なもの

- ① 介護保険住宅改修確認票・事前申請確認時に提出した書類一式
- ② 写真(改修後)
- ③ 領収書(被保険者本人の氏名、金額、住宅改修施工者名が明記されたもの)

※ 写真については、日付機能があるカメラを利用し、改修箇所ごとに撮影してください。  
日付機能がない場合は、黒板等に撮影年月日を入れて写しこんでください。

※ 申請書等の記入にあたっては、記入要領をご覧ください。

## 注意事項

- **被保険者等が自ら住宅改修を行った場合**  
住宅改修のための材料を購入し、本人又はその家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが住宅改修費の対象となる改修費になります。
- **一つの住宅に複数の被保険者がいる場合**  
被保険者ごとに住宅改修の支給を受けることができますが、被保険者ごとに対象となる工事を設定し、重複しないようにしてください。例えば、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに設置することができますが、浴槽の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。
- **住宅改修の申請について**  
事前申請する前に住宅改修を行った場合は住宅改修費を支給することができませんのでご注意ください。  
ただし、施設入所者が退所後の受け入れのためあらかじめ住宅改修を着工する等、事前申請が困難な場合は改修完了後に事前申請に必要な書類を提出することが認められます。
- **住宅改修費支給申請関係書類について**  
様式はホームページよりダウンロードしてください。  
作成方法については「記入要領」をご覧ください。

## ◇問い合わせ先

東温市役所 長寿介護課 【6番窓口】

〒791-0292

東温市見奈良530番地1

電話番号:089-964-4408(直通)

◇ホームページもご覧ください。

<http://www.city.toon.ehime.jp/choujukaigo/>